

米子市上下水道局上水道事業プロポーザル方式業者選定実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第9条）
- 第2章 公募型プロポーザル（第10条―第16条）
- 第3章 指名型プロポーザル（第17条）
- 第4章 提案採否の決定（第18条―第23条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、米子市上下水道局が発注する委託業務（設計、測量、地質調査、委託及び製造の請負等を含む。）（以下「委託業務」という。）のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において対象業務にふさわしい業者をプロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 技術提案書（以下「提案書」という。）を提出する提案者を公募又は選定し、当該提案者に対するヒアリングの内容及び提案書について審査及び評価を行い、委託業務の受託適格者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募して行うもの（以下「公募型」という。）をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、公募により提案者を募ることが適当でない場合、指名によって行うプロポーザル方式（以下「指名型」という。）をいう。

（対象業務）

第3条 プロポーザル方式による契約の対象とする業務は、次に掲げる各号のうち、価格のみによる競争にはなじまないと判断される業務とする。

- (1) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計及び高度な計算・解析を伴う調査等の新たな技術を要するものであって、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 前例が少なく、特殊な実験又は診断・解析を必要とする業務

- (3) その他、プロポーザル方式により実施することが適当であると米子市上下水道局建設工事等業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認める業務

（事前協議）

第4条 委託業務に関する契約についてプロポーザル方式の採用に関し、当該委託業務を所管する課長及び所長は、当該業務内容及び発注方式等についてプロポーザル方式採用協議書（様式第1号）により審査委員会に付議しなければならない。

- 2 前項の付議に関し、所管課長は、あらかじめ米子市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に決裁を受けなければならない。
- 3 審査委員会においては、当該業務分野又は契約に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の委員長は、審議結果を管理者に報告する。

（評価委員会の設置）

第5条 前条の規定によりプロポーザル方式により行なうことが適当であると決定したときは、管理者は当該委託業務の内容に合わせてプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、上下水道局の職員のうちから管理者が指名する。
- 5 前項に掲げるもののほか、原則として学識経験者及び有識者を委員に加えるものとする。

（評価委員会の所掌事務）

第6条 評価委員会は、次に掲げる各号の事務を所掌する。

- (1) プロポーザル方式の採否の決定
- (2) 提案の募集要件等の決定
- (3) 提案の募集方法の決定
- (4) 提案の採否の基準、方法及び日程の設定
- (5) 提案の採否の審査及び決定
- (6) 当該委託業務の契約期間の設定
- (7) 当該委託業務が複数年度の期間にわたって、継続して実施する場合の各年度における履行実績評価
- (8) その他、当該委託業務において評価の基準に関して必要と認められるもの

（事務局）

第7条 プロポーザル方式に係る評価委員会の事務局は、総務課において処理

するものとする。

(参加資格要件等)

第8条 プロポーザル方式への参加者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる各号の資格要件等を満たす者でなければならない。

- (1) 米子市上下水道局での当該年度における米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格を有するもの
- (2) 米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと

2 前項第1号の規定における提案者が、極端に少ない場合又は無い場合は、当該競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求めることができる。

3 提案者が第23条に定める契約締結までの間に、前2項の参加資格を欠いた場合、その時点で失格とする。

(募集要件等の決定)

第9条 評価委員会は、次に掲げる各号の事項を決定する。

- (1) 発注する業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案者に要求される資格
- (3) 提案採用の基準及び方法
- (4) 要求水準等の説明書の交付期間、場所及び方法
- (5) 参加説明会を開催するときはその内容
- (6) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (7) 募集から提案採否決定までのスケジュール
- (8) その他、評価委員会が必要と認める事項

2 公募型については、前項のほか次に掲げる各号の事項を決定する。

- (1) 提案者を選定するための基準
- (2) 提案者を選定する概数（9者以上）
- (3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

第2章 公募型プロポーザル

(公募型の手続開始の公表)

第10条 評価委員会は、公募型の手続を開始するときは、前条第1項及び第2項に掲げる事項を様式第2号により公表するものとする。

2 前項の公表は、次の方法による。

- (1) 米子市上下水道局ホームページへの掲載
 - (2) 米子市上下水道局庁舎1階掲示板への掲示
- (要求水準等の説明書の交付)

第 11 条 評価委員会は、プロポーザル方式による選定を行なうときは、参加者に対し、要求水準等説明書（様式第 3 号。以下「説明書」という。）を交付するものとする。

2 説明書には、第 9 条第 1 項に掲げる事項（第 1 項第 4 号を除く。）及び次に掲げる各号を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明及び要求水準
- (2) 評価結果の公表に関すること
- (3) 提案書及び参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先
- (4) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること
- (5) 提案書の返却はしないこと
- (6) その他、提案書に係る注意事項
- (7) 説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法
- (8) プレゼンテーションの実施に関すること
- (9) 非選定理由に関する事項

3 公募型にあつては説明書の交付期間は、参加表明書（様式第 4 号）提出期限の前日までとする。

（参加表明書の提出）

第 12 条 評価委員会は、公募型の手続による場合、参加表明書（様式第 4 号）の提出を求めるものとする。

2 第 8 条第 1 項に係る要件を満たさない者の参加表明書（様式第 4 号）は受理しないものとする。

3 第 8 条第 2 項に係る参加者は、参加表明書（様式第 4 号）の提出にあたり次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人または被補助人とする記録がないことの証明書。ただし、被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書。（いずれの場合も発行後、3 ヶ月以内のもの。個人に限る。）
- (2) 住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの。個人に限る。）
- (3) 登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの。法人に限る。）
- (4) 営業所表（様式第 5 号）
- (5) 委任状（様式第 6 号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- (6) 財務諸表（直前決算のもの。法人については、貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については、貸借対照表及び損益計算書。）

4 参加表明書の提出期限は、第 10 条に規定する手続開始の公表日から概ね 2 週間とする。

（参加表明書の内容）

第 13 条 参加表明書（様式第 4 号）には対象業務の特性に応じ、技術資料（様式第 7 号）として評価委員会が次に掲げる各号の中から選択したものを記載するものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）その他の各種優良事業者の認定取得の有無
 - (2) 保有する技術職員の状況
 - (3) 同種または類似の業務の実績
 - (4) 当該業務の実施体制
 - (5) その他、評価委員会が必要と認める事項
- （提案者の選定）

第 14 条 評価委員会は、公募型において前条の参加表明書（様式第 4 号）を提出した者の中から提案者を選定するものとする。

- 2 評価委員会は、提案者として選定した旨の通知（様式第 8 号）を送付するものとする。

（提案者としての非選定の理由の説明）

第 15 条 評価委員会は、参加表明書（様式第 4 号）を提出したもののうち、当該業務について提案者として選定しなかった者に対して、その旨の通知（以下「非選定理由」という。）を書面（様式第 9 号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、記載された理由について疑義が生じた場合、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（米子市上下水道局職員就業規則（平成 17 年米子市水道局管理規程第 20 号）第 8 条に規定する週休日及び休日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に書面により、評価委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

- 3 評価委員会は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日等を含まない。）に書面により回答するものとする。

- 4 第 1 項の通知は、前条第 2 項の通知と同時に行なうものとする。

（提案者の選定行為の省略）

第 16 条 評価委員会は、提案者が選定するべく概数に満たない場合、参加表明書（様式第 4 号）の提出者全員に対し、第 14 条に規定する通知（様式第 8 号）を送付することができる。

第 3 章 指名型プロポーザル

（提案者の指名）

第 17 条 評価委員会は、説明書（様式第 3 号）に掲げる提案者に要求される選定基準により、提案者の指名を行なう。

- 2 前項の規定に基づき、提案者を指名した場合は、指名及び提案書の提出要請（様式第 10 号）及び説明書（様式第 3 号）を作成し、指名した提案者に送付するものとする。
- 3 提案者として指名を受けた者が、前項の指名通知書（様式第 10 号）を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（休日等を含まない。）に参加承諾・辞退届（様式第 11 号）による意思表示をしなかった場合、辞退したものとみなすこととする。

第 4 章 提案採否の決定

（提案の採否の決定）

第 18 条 評価委員会は、提出された提案書について、提案採否の決定をするための評価基準に基づき評価し、採否を決定する。

- 2 評価委員会は、採否の決定にあたり、必要があると認める場合は、提案者に対してヒアリングを行なうことができる。
- 3 本条第 1 項に規定する評価委員会の評価は、すべての提案者の提案内容について数値化して実施し、評価順位を含む評価結果を表形式で書面に記録することとする。
- 4 評価委員会は、第 1 項により採用した提案書の提出者（以下「特定者」という。）に対して、採用した旨の通知（様式第 12 号）を行なうものとする。

（不採用理由の説明）

第 19 条 評価委員会は、不採用と決定した提案の提案者に対して、不採用の通知の旨及びその理由を書面（様式第 13 号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、記載された理由について疑義が生じた場合、通知をした日の翌日から起算して 10 日以内（休日等を含まない。）に書面により評価委員会に対して不採用理由についての説明を求めることができることとする。
- 3 評価委員会は、不採用理由についての説明を、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日等を含まない。）に、書面により回答するものとする。
- 4 本条第 1 項から前項までに掲げる事項については、第 14 条及び第 17 条における通知（様式第 8 号及び様式第 10 号）において教示するとともに、第 2 項については、第 1 項の通知においても教示するものとする。
- 5 本条第 1 項の通知は、前条第 4 項の通知と同時に行なうものとする。

（特定者の選定結果の公表）

第 20 条 評価委員会は、第 18 条に規定する選定結果について、選定後速やかに公表するとともに、次に掲げる各号を記載するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課の名称及び所在地
- (4) 採否の決定した日時
- (5) 特定者の氏名及び住所
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の公表をする場合においては、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(特定者の失格及び順位者の繰り上げ)

第 21 条 特定者が第 8 条第 3 項の規定に該当することとなった場合、第 18 条第 3 項における評価順位が次順位の者を特定者として手続を行なうこととする。この場合において、すでに前条の公表をしている場合、当該公表を取り消し、改めて公表するものとする。

(業務仕様の協議)

第 22 条 所管課長は、特定者と発注業務の仕様内容について詳細に協議し、その内容を決定する。

2 第 6 条第 7 号の評価は、年度毎に行なうものとし、その結果に基づき発注業務の仕様内容に照らし合わせ、協議、内容を決定することとする。

(契約の締結)

第 23 条 本契約は、米子市上下水道局契約規程（平成 17 年米子市水道局管理規程第 28 号）における随意契約により、特定者と契約を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

指名審査委員会

委員長 ○○○○ 様

○ ○ ○課

課長(所長) ○ ○ ○ ○

プロポーザル方式採用協議書

米子市上下水道局プロポーザル方式業者選定実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、プロポーザル方式採用の可否を下記のとおり協議願います。

記

- 1 業 務 名 ○○○○
- 2 業務概要 ○○○○○○○○
- 3 予算金額
- 4 予定工期
- 5 提案理由
- 6 その他、必要と認められる事項

様式第2号（第10条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表（例）

下記のとおり提案書を募集いたします。

年 月 日
米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 ○○ ○○

1 業務概要

- (1) 業務名：○○○○○
(2) 業務内容：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 提案者に要求される資格要件
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者でないこと。
イ 米子市上下水道局における当該年度の建設工事等指名競争入札参加資格を有していること。
ウ 公表日以後に米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
(2) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか。	資本金、売上高
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か。	企業の技術者数
履行保証力	履行保証の面で心配はないか。	自己資本比率
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか。	賠償責任保険加入の有無
業務執行技術力	当該業務を執行するのに必要な知識・経験を有しているか。	同種、類似業務の実績
精通度	水道事業における業務の特殊性について熟知しているか。	水道事業における過去の業務請負実績
専任性	当該業務に専念できる時間が十分に確保できるか。	手持ち業務量
倫理観	社会的貢献度があるか。	ISO14001等の取得状況

(3) 提案書を採用するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標
------	-------	----

内部情報伝達	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないかどうか。	ヒアリング・プレゼンテーションの説明能力や業務への意欲、倫理性、資料の正確性等
説得力	説明に説得力があるか、論理的かどうか。	
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか。	
資料調製力	打ち合わせ資料、報告書が分かりやすく、誤字・脱字が少ないかどうか。	
業務の理解度	業務の理解度は十分か。	業務方針の内容
提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か。	実施フロー 主要検討事項 工程表 特記仕様書
	検討項目の内容は具体的で量も妥当か。	
	独創性かつ実現性はあるか。	
	採用する手法は妥当か。	
コスト	コストは妥当か。 ※事業が複数年度継続する場合は、翌年度以降のコストも検証。	見積書及び算出根拠（1通）
採用テーマに対する取り組み姿勢	採用テーマに対する取り組み姿勢が明確で適切かつ、企業内合意形成がなされているか。（環境、景観への配慮）	取組方針等
提出者の業務経歴等	(1)過去5年間の同種または類似業務の実績 (2)専門分野別の保有技術者数及び有資格業者の保有状況	

3 手続等

(1) 担当課：〇〇〇

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

◇交付期間：

◇交付場所：

◇交付方法：希望者に直接交付

(3) 参加表明書の受付期限、提出場所及び方法

◇受付期限：

◇提出場所：

◇提出方法：持参すること

様式第3号（第11条、第17条関係）

要求水準等説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名：
- (2) 業務目的：
- (3) 業務内容：
- (4) 履行期限：
- (5) 業務実施上の条件：（主要な技術者の資格条件、現地調査の有無、その他技術的な留意事項等について具体的に記載すること。）
- (6) 成果品：（作成資料等の規格、提出数等についての具体的に記載すること。）
- (7) その他：

2 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

- (1) 参加表明書の作成様式
- (2) 記載上の留意事項
 - ①保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）
（専門分野は説明書作成者が設定し、様式に記載すること。）
 - ②同種または類似業務の実績
（実績を求める分野は説明書作成者が設定し、様式に記載すること。）
 - ③当該業務の実施体制
 - ④その他の事項

(3) 問合せ先

3 参加表明書の受付期限、提出場所及び方法

- ◇受付期間：
- ◇提出場所：
- ◇提出方法：

4 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 米子市上下水道局における当該年度の建設工事等指名競争入札参加資格を有していること。
- ウ 公表日以後に米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(2) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか。	資本金、売上高
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か。	企業の技術者数
履行保証力	履行保証の面で心配はないか。	自己資本比率
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか。	賠償責任保険加入の有無
業務執行技術力	当該業務を執行するのに必要な知識・経験を有しているか。	同種、類似業務の実績
精通度	水道事業における業務の特殊性について熟知しているか。	水道事業における過去の業務請負実績
専任性	当該業務に専念できる時間が十分に確保できるか。	手持ち業務量
倫理観	社会的貢献度があるか。	ISO14001等の取得状況

※業務の特性に応じて適宜追加または削除すること。

- (3) 参加表明書を提出した者のうち、提案者として選定された者に対しては、選定した旨を書面により通知する。

5 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して10日以内（米子市上下水道局就業規則（平成17年米子市水道局管理規程第20号）第8条に規定する週休日及び休日（以下「休日等」という。）を含まない。）以内に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日以内（休日等を含まない。）書面により行なうものとする。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

① 受付場所：

② 受付時間：

6 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書の作成様式：（当該業務の評価事項に照らし、極力簡素なものとし、参加表明書（資料も含む。）において求めた情報を重複して求めないものとする。

(2) 記載上の留意事項：（仕様書、設計図書のほか業務量の目安（動員計画の概数等）を判断できる情報を具体的に示すものとする。また提案書に記載すべき事項を極力具体的に示すものとする。）

(3) 問合せ先：

7 提案書の提出期限、場所及び方法

◇提出期限：

◇提出場所：

◇提出方法：

8 提案書を採用するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標
内部情報伝達	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないかどうか。	ヒアリング・プレゼンテーションの説明能力や業務への意欲、倫理性、資料の正確性等
説得力	説明に説得力があるか、論理的かどうか。	
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか。	
資料調製力	打ち合わせ資料、報告書が分かりやすく、誤字・脱字が少ないかどうか。	
業務の理解度	業務の理解度は十分か。	業務方針の内容
提案内容の的確性	業務の実施手順は妥当か。	実施フロー 主要検討事項 工程表 特記仕様書
	検討項目の内容は具体的で量も妥当か。	
	独創性かつ実現性はあるか。	
	採用する手法は妥当か。	
コスト	コストは妥当か。 ※事業が複数年度継続する場合は、翌年度以降のコストも検証。	見積書及び算出根拠（1通）
採用テーマに	採用テーマに対する取組み姿勢が明確でか	取組方針等

対する取り組み姿勢	つ適切かつ、企業内合意形成がなされているか。(環境、景観への配慮)	
提出者の業務経	(1)過去5年間の同種または類似業務の実績 (2)専門分野別の保有技術者数及び有資格業者の保有状況	
技術職員の経験及び能力	(1)管理技術者 ①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③手持ち業務の件数 ④過去5年間に担当した業務の業務成績 ⑤その他評価すべき事項(発表論文、表彰及び取得特許等の状況) (2)照査技術者 ①資格及び専門分野等の適切性 ②類似性の高い業務の経験 ③過去5年間に担当した業務の業務成績の平均 (3)担当技術者 ①類似性の高い業務の経験 ②手持ち業務の件数 ③過去5年間に担当した業務の業務成績 ④その他評価すべき事項(発表論文、表彰及び取得特許等の状況)	

※業務の特性に応じて適宜追加または削除すること。

9 不採用理由に関すること

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対し、その旨の通知及び理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内(休日等を含まない。)に書面により、不採用理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(休日等を含まない。)に書面により行なうこととする。
- (4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

①受付場所：

②受付時間：

10 要求水準説明書に対する質問の受付期間、提出場所、方法及び回答方法

◇受付期間：

◇受付場所：

◇提出方法：

◇回答方法：

11 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書、提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行なうことができることとする。
- (4) 提出された参加表明書は、返却しないこととする。
- (5) 提案書に記載した予定技術者は特別な場合を除き、変更できないものとする。

様式第4号（第12条関係）

参加表明書

年 月 日

米子市上下水道事業管理者 様

住 所

会社名

代表者



プロポーザル方式による提案書の募集について、下記の業務にかかる技術資料及び必要書類を添えて、参加希望を表明いたします。

記

- 1 対象業務：
- 2 その他特記事項：（表明にあたり、特筆すべき事項があれば記入）

【連絡先】 ○○○○○

担当者： ○○○○

様式第 5 号（第 12 条第 3 項第 4 号関係）

営 業 所 表

営業所名	所 在 地	連 絡 先 (電話番号・FAX 番号・E メール等)

様式第6号（第12条第3項第5号関係）

委任状

年 月 日

米子市上下水道事業管理者 様

住 所

商号または名称

代 表 者 名



私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

【受任者】 住 所
商号または名称
役 職 名
氏 名

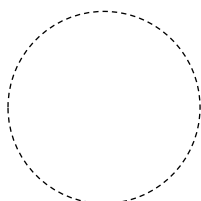
委任事項

○ ○ ○ ○ ○ 業務にかかる次の権限

- 1 見積について
- 2 契約に関すること
- 3 保証金または保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 支払金の請求及び領収について
- 5 支払期のきた利札の請求及び領収について

(注) 実印と類似の印鑑は使用しないこと。

受任者使用印鑑（代理人印）



様式第 7 号（第 13 条関係）

技 術 資 料

年 月 日 提出

提出者名

1 建設コンサルタント等登録状況

登 録 名	登 録 番 号	登 録 年 月 日

2 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

専 門 分 野	技 術 職 員 数	うち有資格技術者数
	名	名
	名	名
	名	名
	名	名
	名	名

※ 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合、主たる専門分野のみ記載し、重複記入しないこと。

3 同種または類似の業務の実績

業 務 分 類			
業 務 名			
発 注 機 関			
契 約 金 額			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 長			

※ ①業務分類には、同種または類似業務実績を記載すること。

※ ②実績については、過去 5 年間程度の範囲を記載すること。

4 当該業務の実施体制

(1) 配置予定の技術者の資格、経歴及び手持ち業務の状況

配置予定の管理技術者 (氏 名)		
所属・役職名		
資格・部門等		
取得年月日	年	月 日 取得
直近の主な経歴	年 度	
	業務名	
	担 当	
	発注者	
現在手持ち業務	年 度	
	業務名	
	担 当	
	発注者	

(2) 再委託または技術協力等の予定

再委託の予定 有り・無し	委託先・委託内容 (※有りの場合)	
技術協力等の予定 有り・無し	協力先・内容 (※有りの場合)	

5 その他の事項 (※その他、特筆事項があれば記入。)

様式第 8 号（第 14 条第 2 項関係）

年 月 日

様

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長

提案者の選定及び提案書の提出要請について（通知）

下記の業務の参加表明書を提出していただきましたが、貴社を提案者として選定いたしましたので通知いたします。

次の業務について、下記に留意のうえ、 年 月 日までに提案書を提出してください。

【業務名】 ○○○○

記

- 1 業務内容（「要求水準説明書」を参照。）
- 2 問合せ先
 - ◇受付方法：
 - ◇受付窓口：
 - ◇受付期間：
 - ◇回答方法：
- 3 その他
 - ① 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者負担とします。
 - ② 採用しなかった提案書の返却はいたしません。なお提出された提案書は、提出者に無断で使用することはありません。
 - ③ 提案書を提出した者のうち、提案書を採用しなかった場合、その旨を書面により通知いたします。
 - ④ 不採用の通知を受けた者は、通知をした翌日から 10 日以内（米子市上下水道局就業規則（米子市水道局管理規程第 20 号）第 8 条に規定する週休日及び休日を含まない。（以下「休日等」という。））に書面により、説明を求めることができます。
 - ⑤ 不採用にかかる回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日等を含まない。）に書面により、回答します。

【連絡先】 米子市上下水道局 ○○○
担当：

様式第 9 号（第 15 条第 1 項関係）

年 月 日

様

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長

提案者の選定等について（通知）

下記の業務の参加表明書を提出していただきましたが、貴社を提案者として選定いたしませんでしたので通知いたします。

なお、この通知をした日の翌日から起算して 10 日以内（米子市上下水道局就業規則第 8 条（米子市水道局管理規程第 20 号）に規定する週休日及び休日を除く。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができます。

記

- 1 対象業務：
- 2 非選定理由：

米子市上下水道局〇〇〇

【担当】

電話

様式第 10 号（第 17 条第 2 項及び第 3 項関係）

年 月 日

様

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長

指名及び提案書の提出要請について（通知）

米子市水道局プロポーザル方式業者選定実施要綱に基づき、下記の業務の提案書募集にあたり、貴社を提案書提出者として指名いたしましたので、通知いたします。

次の業務について、下記に留意のうえ、 年 月 日までに提案書を提出してください。

なお、この通知をした日の翌日から起算して 10 日以内（米子市上下水道局就業規則第 8 条（米子市水道局管理規程第 20 号）に規定する週休日及び休日を除く。）以内に別紙「参加承諾・辞退届」により、貴社の意思の表示を願います。

【業務名】

記

- 1 業務内容（「要求水準説明書」を参照。）
- 2 問合せ先
 - ◇受付方法：
 - ◇受付窓口：
 - ◇受付期間：
 - ◇回答方法：
- 3 その他
 - ① 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者負担とします。
 - ② 採用しなかった提案書の返却はいたしません。なお提出された提案書は、提出者に無断で使用することはありません。
 - ③ 提案書を提出した者のうち、提案書を採用しなかった場合、その旨を書面により通知いたします。
 - ④ 不採用の通知を受けた者は、通知をした翌日から 10 日以内（米子市上下水道局就業規則（米子市水道局管理規程第 20 号）8 条に規定する

週休日及び休日を含まない。（以下「休日等」という。））に書面により、説明を求めることができます。

- ⑤ 不採用にかかる回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日等を含まない。）に書面により、回答します。

【連絡先】 米子市上下水道局
担 当：

様式第 11 号（第 17 条第 3 項関係）

年 月 日

米子市上下水道事業管理者 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

参加承諾・辞退届

年 月 日付指名通知書にて受けましたプロポーザル方式
による次の業務の提案募集について、下記のとおり意志表示いたします。

記

1 業務名：

承諾する ・ 辞退する

【連絡先】

担当者：

電話番号：

様式第 12 号（第 18 条第 4 項関係）

年 月 日

様

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長

特定通知

下記の業務について、提案書を提出していただきましたところ、貴社を特定することといたしましたので通知いたします。

記

- 1 業務名：
- 2 その他：

【連絡先】 米子市上下水道局 ○○○○
担当：
電話：
FAX：

様式第 13 号（第 19 条関係）

年 月 日

様

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長

非特定通知

下記の業務について、提案書を提出していただきましたところ、貴社を特定しなかったこと決定いたしましたので通知いたします。

なお、この通知をした日の翌日から起算して 10 日以内（米子市上下水道局就業規則（米子市水道局管理規程第 20 号）第 8 条に規定する週休日及び休日等を除く。）に、書面により非特定理由についての説明を求めることができます。

記

- 1 業務名：
- 2 非特定理由：

【連絡先】 米子市上下水道局 ○○○○
担当：
電話：
FAX：